

京都市交通局管理規程第6号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成21年8月3日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1部長共通の項中第15号を第16号とし、同項第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 告示及び公告の決定に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)